



射水市買い物支援事業補助金について

市内の買い物困難地域において買い物サービス事業を行う事業者に対して、その経費の一部を支援します。

1 補助内容

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
市長が 適当と 認める 法人	買い物弱者の生活利便性を向上させる事業 であって、次の全ての要件を満たす事業 (1) 買い物困難地域で実施される事業 (2) 2以上の事業主体が連携し、新たに若しくは拡大して実施される事業。ただし、次の補助事業者は、連携を要しません。 ア 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 イ 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会 ウ 商工組合又は商工組合連合会 (3) 次年度以降も継続して実施されることが確実な事業	備品購入費、システム構築費、消耗品費、賃借費（リース料）等、事業実施にあたっての初期費用	1/3 以内 千円未満切り捨て	50万円

【買い物弱者】

徒歩の外出による食料品等の日常の買い物が困難状況にある方々

【買い物困難地域】

買い物弱者が多いと認められる地域

2 注意事項

- (1) 国又は市等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象となりません。
- (2) 補助申請は、必ず補助事業着手前に手続きをしてください。（着手後の申請はできません。）また、当該補助申請前に支払いが完了したものについては、補助対象経費になりません。
- (3) 補助対象経費に消費税は含みません。
- (4) 必ず交付決定年度内に事業を終了し、実績報告書を提出してください。
- (5) 市税及び早期完済保証料助成金返還金を滞納している場合は、補助金を交付することができません。

3 申請方法

申請に当たっては、補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

【提出書類】

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 補助事業者の概要に関する書類
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) 事業対象地域が「買い物困難地域」であることを示す資料
- (5) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- (6) 完納証明書又はこれに準ずる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ 随時申請を受け付けていますが、予算の都合上、予告なく受付を終了することがあります。

4 申込・問い合わせ先

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

射水市役所 商工企業立地課 商工労政係 TEL : 0766-51-6675 FAX : 0766-51-6690

メールアドレス : kigyou@city.imizu.lg.jp

ホームページURL :

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=27114>

